藤田医科大学医学部基礎医学系講座の教員等に関する細則

令和2年規程第61号 施行 令和2年7月29日 改正 令和5年7月26日

(目的)

第1条 この細則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下、任期法という)第5条第2項及び藤田医科大学教員選考規程(平成27年規程第11号)第3条第3項に基づき、医学部(以下、本学部という)の基礎系医学講座(以下、基礎講座という)の教育及び研究の活性化を図るため、任期付教員又は任期付博士研究員(以下、博士研究員という)もしくは任期付研究補助技術員(以下、研究補助技術員という)の採用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるとおりと する。
 - (1)「1号任期付教員」とは、第5条第1項又は同第3項に定める任期により雇用された准教授、講師、助教又は助手をいう。
 - (2)「2号任期付教員」とは、第5条第1項又は同第3項に定める任期により雇用された講師、助教又は助手をいう。
 - (3)「博士研究員」とは、前各号に掲げる任期付教員に代えて、博士(医学)又はそれと同等の学位を有する者の中から、第5条第4項に定める任期により雇用された嘱託職員をいう。
 - (4)「研究補助技術員」とは、第1号及び第2号に掲げる任期付教員に代えて、第5条第1項乃至第3項に定めるいずれかの任期により雇用された嘱託職員をいう。
 - (5)「3号任期付教員」とは、第9条に基づき1年の任期により雇用された助教又は助手をいう。

(役割)

- 第3条 任期付教員、博士研究員又は研究補助技術員の役割は、次の各号に掲げるとおり とする。
 - (1) 任期付教員 任期中、講座教授の指導を仰ぎつつ、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - (2) 博士研究員 任期中、講座教授の指導を仰ぎつつ、研究に従事する。なお、博士研究員は、学生に対する教授及び研究の指導は行わない。
 - (3) 研究補助技術員 任期中、講座教授の指示に基づき、研究に関する業務の補助を行う。

(定員)

第4条 本学部の基礎講座は、次の各号に掲げる教員、博士研究員又は研究補助技術員を もって構成する。

- (1) 講座教授 1名
- (2) 准教授、講師又は助教 2名以内
- (3) 1 号任期付教員 1 名
- (4) 2 号任期付教員 1 名
- 2. 前項第2号又は前項第3号に掲げる教員として採用する助教が採用日に満36歳に達していない場合は、この規程によらず、藤田医科大学テニュアトラック制度に関する規程(令和元年規程第26号)に基づくテニュアトラック制度により採用しなければならない。
- 3. 1号任期付教員及び2号任期付教員の定員については、教員1名の採用に代えて、学校法人藤田学園嘱託職員規程(平成2年規程第2号)に基づき、嘱託職員として博士研究員又は研究補助技術員のいずれか2名もしくは合わせて2名を採用することができる。ただし、博士研究員及び研究補助技術員を合わせた採用の上限は、1基礎講座当たり2名とする。
- 4. 1 号任期付教員及び 2 号任期付教員の定員については、期間の定めのない雇用として 教員を採用することができない。ただし、第 7 条第 1 項及び同第 2 項に定める場合を除 く。
- 5. 第1項第2号乃至第4号のいずれかの教員が、藤田医科大学クロスアポイントメント制度に関する規程(平成30年規程第15号)第2条第2号に該当する場合であって、かつ当該教員の当学園における週当りの労働時間が、1週間の所定労働時間を基準として20%以下となる場合は、新たに同号に掲げる身分の教員を採用することができる。ただし、本項に基づき新たに採用することのできる教員の総数は、1講座当り1名とする。

(任期)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、任期付教員(3号任期付教員を除き、以下この条において同じ)及び研究補助技術員の任期は、5年を1期とする。
 - (1) 博士号を有する場合
 - (2) 医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師のうち、いずれかの資格を有する場合
 - (3)満60歳以上の場合
- 2. 前項各号の要件に該当するにもかかわらず、講座教授の選択により、研究補助技術員の任期は、1年を1期として採用することができる。ただし、この場合の任期の更新は4回を限度とする。
- 3. 第1項各号のいずれにも該当しない任期付教員及び研究補助技術員の任期は、3年を 1期とする。ただし、この場合の任期の更新は2年を1期として1回を限度とする。
- 4. 博士研究員の任期は5年を1期とする。
- 5. 第1項又は前項の定めにかかわらず、採用日において、講座教授が満65歳に達する日 (満65歳の誕生日の前日)の属する年度の末日(3月31日。以下、再雇用終了日)まで の期間が5年未満の場合の任期の終期は、当該講座教授の再雇用終了日とする。
- 6. 採用日以降の事情により、講座教授が再雇用終了日より前に、死亡、他大学への赴任、 自己都合退職、解雇その他の事由により退職することとなった場合の任期付教員、博士 研究員及び研究補助技術員のそれぞれの任期の末日は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 1号任期付教員(5年任期の場合) 第1項に定める任期の末日

- (2) 1号任期付教員(3年任期の場合) 第3項ただし書により1回更新した任期の 末日
- (3) 2号任期付教員(5年任期の場合) 第1項にかかわらず、講座教授が退職した 日の1年後の応当日の属する月の末日
- (4) 2号任期付教員(3年任期の場合) 第3項ただし書にかかわらず、講座教授が 退職した日の1年後の応当日の属する月の末日
- (5) 博士研究員 第1項にかかわらず、講座教授が退職した日の1年後の応当日の属 する月の末日
- (6)研究補助技術員(5年任期の場合) 第1項にかかわらず、講座教授が退職した 日の1年後の応当日の属する月の末日
- (7)研究補助技術員(3年任期の場合) 第3項ただし書にかかわらず、講座教授が 退職した日の1年後の応当日の属する月の末日
- (8) 研究補助技術員(1年任期の場合) 第2項に基づく任期の末日
- 7. 第2項ただし書に定める任期の更新の回数の限度については、講座教授が退職し、その後任が続けて当該研究補助技術員の雇用を継続した場合に通算するものとする。
- 8. 任期付教員、博士研究員及び研究補助技術員が産前産後の特別休暇又は育児休業もし くは介護休業を取得した場合の当該期間は、任期の算定に含まない。
- 9. 第1項、第5項及び第6項の規定により定められた任期付教員の任期は、任期付教員 が当該任期中(当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く)にその意思により退職 することを妨げられない。

(任期の不更新)

第6条 1号任期付教員、2号任期付教員並びに博士研究員及び研究補助技術員(5年任期)は、任期を更新しない。

(雇用契約の変更)

- 第7条 1号任期付教員のうち、学長がその者の任用を必要と認め、かつ、当該者が希望する場合において、当該者の任期4年目(3年任期の場合は更新後の任期1年目、1年任期の場合は4期目。以下この条において同じ)及び5年目(3年任期の場合は更新後の任期2年目、1年任期の場合は5期目。以下この条において同じ)において当該任期中の勤務成績及び勤務態度が良好なときは、5年目(5期目)満了後に期間の定めのない身分として新たに契約することができる。
- 2. 2 号任期付教員のうち、学長がその者の任用を必要と認め、かつ、当該者が希望する場合において、当該者の任期4年(期)目及び5年(期)目において任期中の勤務成績及び勤務態度が良好なときは、定員の範囲内で、5年目(5期目)満了後に期間の定めのない身分として新たに契約することができる。
- 3. 前各項の定めに基づき、期間の定めのない身分として新たに契約する場合において、 新たな契約の締結の時に昇任しないときは、当該新たな契約の締結については、藤田医 科大学教員選考規程に定める選考の手続きを適用しない。
- 4. 任期が3年(3年任期の場合は1期、1年任期の場合は3期)を経過した1号任期付

教員及び2号任期付教員のうち、学長がその者の任用を必要と認め、かつ、当該者が希望する場合において、任期中(3年任期又は1年任期の場合は1年目以降現在までの契約期間内)の勤務成績及び勤務態度が良好なときは、任期中(3年任期又は1年任期の場合は更新限度内)においても、定員の範囲内で、期間の定めのない身分として新たに契約の上、昇任させることができる。ただし、その場合は、藤田医科大学教員選考規程に基づく選考を行わなければならない。

5. 博士研究員及び研究補助技術員は、期間の定めのない身分として新たに契約することができない。

(テニュアトラック教員の取扱い)

第8条 第5条乃至前条の規定はテニュアトラック教員に適用せず、藤田医科大学テニュアトラック制度に関する規程の定めるところによる。

(未採用活用枠の活用による配置)

- 第9条 医学部長は、基礎講座の定員の総数から雇用している教員の総数を控除して定員 の数に差(以下、未採用活用枠という)があるときは、当該未採用活用枠の員数について、この規程の定めに従い、助教又は助手を採用することができる。
- 2. 医学部長は、次の各号に掲げる要件を満たす基礎講座に対し、3号任期付教員1名を配属することができる。
 - (1) 講座教授が就任した場合において、就任時に定員が充足しており、新たに採用することができない状況にあること
 - (2) 講座教授が就任した日から3年以内に医学部長に対し申し出て、承認されること
- 3. 3号任期付教員の呼称は、対外的には、助教及び助手とする。
- 4. 3 号任期付教員の任期は1年とする。ただし、学長がその者の任用を必要と認め、かつ、当該者が希望する場合において勤務成績及び勤務態度が良好なときは、2回を限度として更新することができる。
- 5. 第5条第8項は、3号任期付教員の任期に準用する。

(3号任期付教員の雇用契約の変更)

- 第10条 3 号任期付教員のうち、学長がその者の任用を必要と認め、かつ、当該者が希望 する場合において勤務成績及び勤務態度が良好なときは、任期の途中においても、定員 の範囲内で期間の定めのない身分、1 号任期付教員又は2 号任期付教員として新たに契 約することができる。
- 2. 前項に基づいて、3号任期付教員との間に新たに契約をするときは、できる限り2号任期付教員として契約するものとし、2号任期付教員の定員に空きがない場合に限り1号任期付教員、2号任期付教員及び1号任期付教員のいずれも定員に空きがない場合に限り期間の定めのない身分として契約することができる。
- 3. 前各項により3号任期付教員を1号任期付教員又は2号任期付教員として採用したときは、1号任期付教員又は2号任期付教員の任期は、第5条に定める任期から3号任期付教員として勤務した任期を控除した期間とする。

(雇用契約の変更に伴う報告)

- 第11条 医学部長は、第7条第1項及び第2項並びに前条第1項に基づき期間の定めのない身分、1号任期付教員又は2号任期付教員として新たに契約することにつき再任の判定をしたときは、速やかに学長に報告しなければならない。なお、この報告は、所定の報告書をもって行う。
- 2. 学長は、前項に定める報告を受けたときは、その結果を常務会に報告するものとする。 なお、この報告の後、期間の定めのない任用をしないと判定された者に対しては、雇用 期間満了により有期雇用契約が終了する旨を遅滞なく通知するものとする。
- 3. 前各項の規定は、第5条第2項及び第3項に基づく研究補助技術員及び第9条第4項 に基づく3号任期付教員の任期の更新について準用する。

(任期中の昇任)

第12条 1号任期付教員、2号任期付教員及び3号任期付教員は、任期中は昇任しない。 ただし、1号任期付教員及び2号任期付教員については第7条、3号任期付教員につい ては第10条の定めにより雇用契約を改めるときは、この限りではない。

(基礎医学系講座教員運用委員会)

- 第13条 医学部長は、医学部に基礎医学系教員運用委員会(以下、運用委員会という)を 設置する。
- 2. 運用委員会は、藤田医科大学テニュアトラック制度に関する規程第8条第3項に基づき設置する医学部における審査委員会とする。

(運用委員会の構成)

- 第14条 運用委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員は、自らの講座に採用される予定の審査の対象となる1号任期付教員、2号任期付教員又は3号任期付教員に係る審査に加わることができない。
 - (1) 医学部長
 - (2) 基礎講座の講座教授 若干名
 - (3) 医学部長が必要と認める教員 若干名
- 2. 委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3. 委員長は、運用委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長が第1項ただし書に定める審査に加わることのできない委員となるときは、第1項第2号に掲げる委員が議長となる。
- 4. 第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5. 第1項第3号及び第4号に掲げる委員が任期の途中で退任した場合の後任の任期は、 前任者の残任期間とする。

(運用委員会の審査事項)

第15条 運用委員会は、次の各号に掲げる事項の審査を行う。

- (1) 1号任期付教員の採用及び雇用契約の変更の可否
- (2) 2号任期付教員の採用及び雇用契約の変更の可否
- (3) 博士研究員及び研究補助技術員の採用の可否
- (4) 3号任期付教員の採用及び雇用契約の変更の可否
- (5)藤田医科大学テニュアトラック制度に関する規程第8条第1項に基づくテニュアトラック教員の審査

(選考手続き)

- 第16条 1号任期付教員、2号任期付教員、博士研究員、研究補助技術員及び3号任期付教員を採用するための手続きは、当該教員の採用を希望する基礎講座の教授の申し出により開始する。
- 2. 医学部長は、前項の申し出がなされたときは、運用委員会を招集し、選考を行う。
- 3. 医学部長は、選考の結果、採用の見込みがあるときは、藤田医科大学教員選考規程第 2条第1項の学長に対する申し出を行う。
- 4. 藤田医科大学教員選考規程第2条第3項に定める常務会の承認が得られたときは、医学部長は、選考の結果を医学部教授会において報告し、意見を求める。
- 5. 医学部長は学長に対し、運用委員会における審査の結果及び医学部教授会の意見を踏まえた選考の結果を報告する。

(申請書類)

- 第17条 1号任期付教員、2号任期付教員及び3号任期付教員の候補者が医学部長に対し、 選考のために提出する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1)藤田医科大学教員選考規程第6条に定める書類
 - (2)藤田医科大学教員選考規程に係る医学部の専門教育教員に関する細則第6条に定める書類

(改正)

第18条 この細則の改正は、全学教学運営委員会の議を経て、理事会の決議による。

2. この細則を改正したときは、任期法第5条第4項に基づき公表するものとする。

附則

- 1. この細則は、令和2年7月29日から施行する。ただし、令和2年7月1日に遡って適用する。
- 2. 令和3年7月1日一部改正
- 3. 令和3年8月25日一部改正
- 4. 令和4年8月31日一部改正

ただし、第5条第3項に規定する者のうち、この規程の改正日前に5年で雇用契約 をした者については、第5条第3項ただし書きの更新を行う。

- 5. 令和5年2月22日一部改正 ただし、令和4年4月1日に遡って適用する。
- 6. 令和5年7月26日一部改正